

<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1面 新年のあいさつ 2面 団体交渉記録要約 趣味の囲碁・将棋 問題 3面 国立大学技術者への賃金差別の実態 退職手当、役員会(12/20)で決定 4面 非常勤職員の雇い止めについて 5面 意見投稿 趣味の囲碁・将棋 解答 6面 執行委員会の活動</p>		<p style="text-align: center;">第5号(通算1780) 電気通信大学 教職員組合編集部 〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1 内線 5027 Ⅸ 042-485-2953 e-mail : voice@uec-union.org http://www.uec-union.org</p>
---	--	---

自衛隊の明文化の意味は

-新年のあいさつにかえて-

教職員組合委員長 水谷 孝 男

安倍首相は、「多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が今なお存在しています。『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ』というのは、あまりにも無責任です」として、自衛隊の明文化を主張しました。

憲法や法律上で組織を明文化することによってどのような変化が起きるでしょうか。当然組織をしっかりと運営する法や規則がその下に作られるか改正されるでしょうし、組織を維持するために徴兵制についての議論が出てくることになり、巡航ミサイルや攻撃型空母の導入など、強化された装備をもつ設備が多く導入されることになるでしょう。これまで以上に国と国との関係を武力に頼って維持することが正当化され、前面に出てくることになるでしょう。

平和憲法を示した9条1項、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とは明らかに矛盾することになり、次の段階ではこれを改正する議論も出てくるかもしれません。

今、地球上に核兵器が多数存在する中で、核戦争が始まったらそれを止める術はありません。この観点からも昨年7月核兵器禁止条約が国連で多数の国によって採択されたことは意義あることです。またノーベル平和賞をICANが受賞したことは世界の願いであることを示しています。核兵器が存続する中であって、核兵器を無くすことはたやすいことではありませんが、戦争で被害を受けるのは常に弱い立場の者です。これはどの歴史からも明らかです。そうならないために武力に頼らない国と国の関係、人と人の関係をつつていくことがますます求められているのでしょう。大学はこれを実践できる場所でもあります。

そんなことを思いながら年が始まりました....。

今年1年がみなさま方にとって幸多き年となりますように、教職員組合としても取り組みを進めていきます。ぜひ組合への加入をご検討ください。

団体交渉記録要約 2017年12月13日

大学側 川中理事、田中理事

中村 人事労務課長、久保木職員係長、加藤専門職員

組合側 水谷委員長、山本副委員長、野崎副委員長、永井副委員長

(この文書は組合の責任で作成しました。)

1. 人事院勧告の給与改定と現給保障

大学側から、給与引き上げ、退職手当減額の両方について国に準拠する方針が提示された。これに対して組合側は、人事院勧告に基づく給与引き上げについては合意するが、同時に現給保障が打ち切れ、実質的に下がる人が出てくる場合は、緩和措置として現給保障を1年延長することを提案したいとした。大学側から、ほとんど差は無いと思うが、地域手当や55歳以上減額の廃止などが絡み、確かなことは即答できないという発言があり、それに対して組合側から、現給保障を打ち切った場合と1年延長した場合の比較調査を大学側に依頼した。

2. 退職手当

12月に成立した国家公務員を対象とする改正退職手当法に準じると、今年度退職する教職員の退職金は、平均78万円、最高100万円ほど減額させることが大学から説明された。組合側から、退職金の減額について、大学との交渉の余地を尋ねたところ、大学側から、自己収入の過去の財源などに基づき、交渉の余地があると説明があった。組合側から、今年度退職する教職員について、緩和措置として何らかの形で退職金減額を緩和する手当の支給を要求した。それに関して、公平性の担保という点で議論があった。

大学は東日本大震災時の減額の後、H27年に独法の通則法が「社会一般の情勢に適合」から「国家公務員の給与、民間企業の給与等を考慮」して定めなければならないと変わったと主張した。組合は人事院勧告に従う方針は改正前後で変化なく、そもそも人事院の公務員と民間の比較の仕方が恣意的で不満であると表明した。さらに、退職金減額の緩和措置としては規則変更のタイムリミットでおわりではなく、3月の退職までにプラスアルファの支給することの検討を求めた。さらに、組合は公平性の担保できないことは緩和措置を実施しない理由として認めることはできないと主張した。

☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆

【趣味の囲碁・将棋 問題】

将棋

	6	5	4	3	2	1	
				銀	王	皇	一
							二
				金	香		三
				角			四
							五
							六

持駒 桂 桂 歩

九段 西村一義
中級クラス
「ヒント」
角の活用を図る……。
(10分で初段)

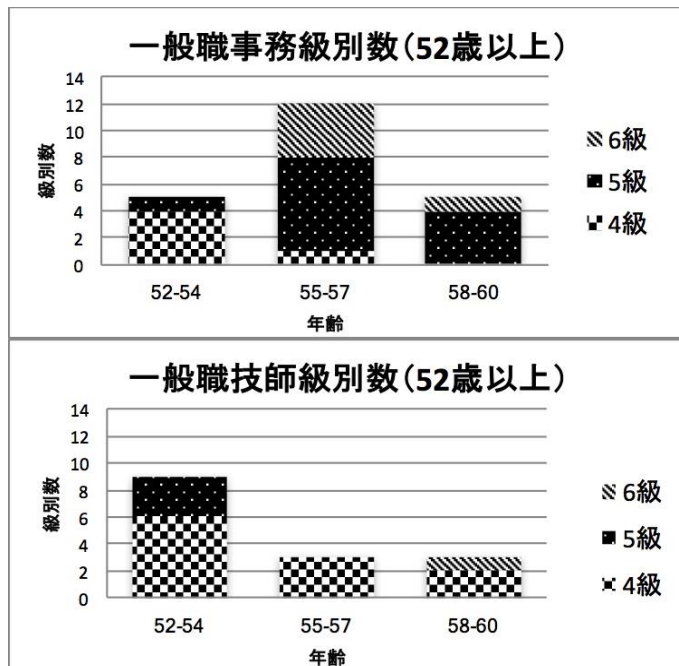
九段 石樽郁郎
黒先
「ヒント」
右側の弱点について仕留めます。
(7分で二、三段以上)

技術立国日本とは思えない 国立大学技術者への賃金差別の実態

【電気通信大学の技術者は】

優れた技術で日本を支えてきた技術者。たゆまぬ研鑽の中で生まれた技術とその伝承。しかし技術者を育ててきた電気通信大学の職場では、今も技術者に対する差別が続いています。

大学院や学部の技術業務を担当し、大学で働く技術者の扱いは余りにもひどいものです。52歳以上で、事務職は77%が5・6級なのに、技術者は27%です。(右図は、給与級による格差の実態です。級の数字は大きいほど待遇が良いことを示しており、同じ一般職(行政職(一))でも事務職と技術職に大きな格差があります(2017.4)。



【さらに技術者への3つの差別】

- ・業務評価差別 “もっぱら心証による評価”
- ・組合差別 “安全衛生業務は組合活動と主張”
- ・賃金差別 “定年直前でも4級に放置”

教職員組合は、申し出のあった技術者(学術技師)への組合差別があったとし、この間団体交渉で回答を求めています。しかし、大学側は1年を経てもまともな調査もせず、交渉では実態を把握していない回答を続けています。これでは定年退職するのを待っているとと言われても仕方ありません。また担当理事は、直接の責任者である教育研究技師部長が組合と交渉することを拒否しています。そのような中で技術者への組合差別が行われています。大学はこのような不誠実な対応を改め、組合に対し誠実な対応をとることを求めます。

2018.1 電気通信大学教職員組合

★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆ ★☆☆☆☆

退職手当、役員会(12/20)で決定 組合妥結せず、引き続き激減緩和措置を要求!

今回の退職手当規程の改正で、35年以上勤務した教職員が定年退職する場合の退職手当の基本額は、1.881月分削減されることとなります。これは、国家公務員と同様の削減で、平均78万円、最高100万円が削減となります。1ヶ月もない期間での退職金の激減は、退職後の生活設計の変更を強いられ、問題です。

そもそも退職手当は最高裁判例(1978年小倉電話局事件)でも賃金の後払いであり、労働条件の変更となります。したがって、一般労働法が適用される国立大学職員が一方的に不利益変更されることであり、問題があります。使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)

～次ページに続く～

1. その変更が、以下の事情などに照らして合理的であること。
 - ・ 労働者の受ける不利益の程度
 - ・ 労働条件の変更の必要性
 - ・ 変更後の就業規則の内容の相当性
 - ・ 労働組合等との交渉の状況
2. 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

組合は、今回の改正にあたって12月13日、22日に団体交渉を持ちましたが、妥結しておらず、引き続き退職までに緩和措置の検討を要求しています。また改正前の年内に退職することを選択する期間も、12月21日に改正の通知が出されてから出勤日として4日間(12/27締切)しかありませんでした。これではあまりにも検討する時間がなく、退職者の都合を何も考えておらず、大学側の一方的な改正であると言われてもしかたありません。それにも拘らず本年1月1日からの強行実施は労使関係に罅をいれようとするものです。

組合は直前の退職金額の激減に対し、引き続き大学に激減緩和措置を要求しています。大学側の真摯な対応を求めるものです。

2018. 1. 18 電気通信大学教職員組合執行委員会

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

改めて無期雇用の道の検討を

—非常勤職員の雇い止めについて—

電気通信大学教職員組合執行委員会

1年前、組合ニュースで非常勤職員の雇い止め問題を取り上げ、無期雇用の道の検討を求めました。あれから1年、改正労働契約法が示す無期化の条件(契約期間が5年を超えた場合は本人からの希望で無期化される)まであと数ヶ月を残すだけとなりました。この間、メディアでは徳島大、岡山大、名古屋大、山形大、首都大、東大、室蘭工大等で改正労働契約法に基づき無期化の道が作られたことが報道されています。特に東大では12月までの交渉で、

- ◎無期転換権の発生を回避するために行われるクーリングの撤廃
- ◎5年雇用期限の撤廃

等が行われ、それまでの東大内ルールを改め、厚労省労働局が示す改正労働契約法の趣旨に基づく運用を行うことになりました。

電気通信大学でも、この間非常勤職員の皆さんへのアンケートを行ったところ、短期間で6割を超える回答が寄せられ、そのうち雇用延長を望むという回答が86%でした。以下参考までにご意見(一部)を示します。

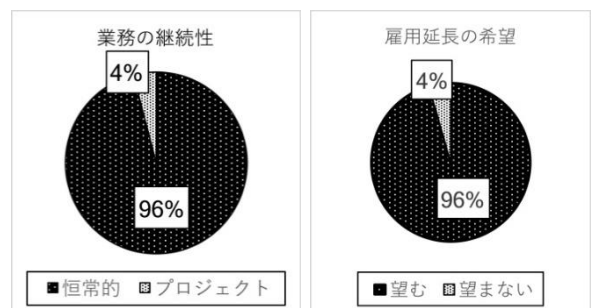
アンケート回収結果

- ◎配布数：115枚
- ◎回答数：72枚+Web回答3枚
- ◎回答率：65%

業務の継続性や雇用延長の希望については、殆どの方が恒常的な業務であり、雇用の延長を希望することです。

意見欄から…(全部ではありません)

- ・ ぜひ無期雇用を実現してほしいです
- ・ 3年でやっと覚えた仕事がある
- ・ 業務に慣れたところに退職になってしまう
- ・ 雇止めは大学にも損失
- ・ 3年(本部事務)と5年(教室系)の違い、納得がいかない
- ・ 非効率：組織(大学)にとっても本人にとっても
- ・ 仕事を覚えたところで次の職を探さねばならない
- 仕事や組織(大学)に対する愛着(これは働く上で必要)が湧きにくい



アンケート集計結果

～次ページに続く～

【執行委員会の活動】

教職員執行委員会は、月3ないし4回の会議(木曜日昼休みの執行委員会など)や不定期に随時に開催するセミナーなどを通して活動しています。なお皆様からのご意見は随時受け付けております。ぜひ組合(<voice@uec-union.org>内線 5027)にお寄せください。

12/14(木)	第19回執行委員会
12/21(木)	第20回執行委員会
1/4(木)	第21回執行委員会
1/11(木)	第22回執行委員会 新年会
1/18(木)	第23回執行委員会
2/13(火)	電気通信大学教職員組合未払賃金等請求事件訴訟控訴審第二回口頭弁論

【編集子の独り言】 <What do you think about it? /Let me think a minute.>

ここは松本。新年の始まりは誠に穏やかな陽射しに恵まれました。正月2日目、凍てつく空気の中、陽射しに誘われて近くのお城へと銀輪を繰り出しました。昼下がりのお城境界は、案の定、老若男女・国籍を超えた人たちで大賑わい。お城前のメイン道路ではそぞろ歩きの人たちの群れが歩道から車道へこぼれんばかりです。行きかう人の群れの間には、普段にも増してノンビリとしたホノボノ感が漂っています。

お城公園内に入り、散策する人たちの流れから分かれて、きょうも右手の市立博物館玄関前に向かいます。同館は丁度正月の休館中でこの辺りだけは人氣が絶えて静かです。玄関前の日当たりの良い石段に腰かけて、そこから眺めるお城の姿は、背景左側に横たわる北アルプス常念山脈の風情とうまく調和して実に見事なものです。その頂点に聳える天守閣(高さ29.4m)の築造年代は1593~1594年。ちなみに当時の松本藩の藩主は石川康長だそうですが、実際に築造作業に汗を流した現場の職人たちが、ふと仕事の手を休めては現在と同じ北アルプスの姿に眺め入る、という瞬間はあったのでしょうか。あるいは、いまよりずっと豊かであったであろう自然の中に、自ら仕上げた建造物が聳え・佇む風景をどんな気持ちで眺め、観賞(?)したのでしょうか。あれやこれやと悠長に思いを走らせるひと時です。そもそもお城は、戦に駆り出された武士たちが立て籠もって防御の戦をするための実用的な役割と城主(藩主)が権力を誇示する象徴的な役割を担う、いわゆる「平和」というイメージからは外れたものに思えますが、こうして観賞していると、このように「美しくも複雑で均整のとれた建造物」のデザイン・設計そして築造などに携わった当時の人たちの感性と熱意には感動させられることしきりです。

ともあれ、今年の正月は如何にも平穩に迎えられました。2018年は一体どんな年になるのでしょうか。正月早々、現首相が、年頭会見など折あるごとに、改憲に執念を滲ませる発言しているとの報に接しますが、やはり正月のこの平穩さは嵐の前の静けさと言うにふさわしいのかもしれない。あの「アベノミクス」から始まって、「一億総活躍社会」、「女性が輝く社会」、・・・「教育再生」、「人づくり革命」、「生産性改革」、「働き方改革」、そして「全世代型社会保障」などなど、これまで打ち出されてきた一連のスローガン、果てには、北朝鮮の核・ミサイル開発問題を「国難」などと喧伝しながら米国政治戦略の掌上でしゃにむに突き進める「財源を問わない」大軍拡路線……。まあとりあえずは、このように連発される耳触りが良くかつ尤もらしく響く数々の誇大スローガンには、惑わされることのないように、自らの行動を律していかなければと思いを新たにしています。

【組合活動支援(カンパ)のお願い】

皆さん、日頃から組合活動に対してご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

ご存知のように、本学は、他の多くの大学とは異なり、平成28年度4月までさかのぼって人勧に従い、給与が上がりました。これも、組合の地道な活動の成果です。皆さんの労働環境を改善するため、組合はこれからも努力いたします。是非、組合の活動が継続できるようカンパをお願いします。組合に加入されない方でも、カンパをしていただける方は、いつでもお時間のあるときに東9号館103の組合事務室にいらっしやって、ドア横にありますメールボックスの下に用意いたしました封筒においくらでもいいですから入れていただき、メールボックスに入れていただくと大変ありがたいです。

【執行委員会より組合加入の訴え】

電気通信大学教職員組合は、電気通信大学に勤務する教職員の労働組合です。給与や福利厚生を含む労働環境の改善に取り組んでいます。黙っていると労働環境はますます悪化します。他大学や企業に比べて電通大の労働環境は悪く、将来に不安を多く持っている教職員も多くなっています。組合は皆さんの声をもとに交渉して行きます。

組合活動は皆様の参加によって成り立っています。組合に是非加入してください。

悩み事があれば、加入は決めていなくても、まずご相談ください。ご希望なら弁護士を紹介できます。

Webサイト <http://uec-union.org/> の「ご意見・労働相談・加入」「連絡先」をご利用ください。

